

第2回 岡山県最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和2年7月31日（金曜日） 午後1時30分～

2 場 所

岡山県岡山市北区大供2-11-20

岡山労働基準監督署 3階 会議室

3 出席者

公 益 委 員 : 2人（欠席1人）

労働者代表委員 : 2人（欠席1人）

使用者代表委員 : 3人

4 審議事項

(1) 岡山県最低賃金額審議

5 議事要旨

(1) 岡山県最低賃金額審議にあたっての主張、それぞれの基本的な考え方について、労使双方の委員から以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

① 新型コロナウイルスに関して

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で更に格差、貧困が拡大、進行するのではないかという懸念が持たれている。
- ・最低賃金の取組というのは重要な政策の1つであると考えている。雇用や経営と最低賃金の議論を混在させてはならない。
- ・今回コロナ禍の中、医療従事者や介護従事者をはじめとする社会機能を維持するために欠かせないエッセンシャルワーカーと呼ばれる方々の、努力に報いるためにも、また、生活の保障のためにも最低賃金の引上げを軟化させてはならない。

② 地域別最低賃金の水準について

- ・岡山県の最低賃金の水準は依然として低い。現行の岡山県最低賃金の833円で試算すると、2,000時間働いても年収では160万円にしかならず、これでは健康で文化的な最低限度の生活ができない。この200万円以下

の水準は、働く貧困層といわれるいわゆるワーキング・プアと呼ばれている。

- ・2018年の労働政策研究・研修機構が行った第5回子育て世帯全国調査では、可処分所得が厚生労働省の発表している貧困線を下回っている世帯の割合は母子家庭で51.4%、そして可処分所得の貧困線50%に満たないデューブ・プアと呼ばれる世帯の割合は母子家庭では13.3%にも上ると発表されている。このような場合、経済的困窮状態にあると認識している。
- ・最低賃金引上げの目的は、賃金水準の低い労働者の労働条件の改善のみならず、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争を確保し、国民経済の健全な発展に寄与することであると思っている。

③ 地域間格差の是正について

- ・岡山県と隣県との格差については、広島県との38円差を2,000時間で換算すると年間76,000円。兵庫県の66円差では、132,000円にもなり、こういった地域間格差を是正することは重要である。
- ・地域間格差は働き手の流出に直結することから、低い水準で生活している労働者の流出がこの新型コロナウイルスの影響でより顕著に現れるのではないかと思っている。このままでは、岡山県における中小・小規模事業所の事業継続、発展の厳しさにも拍車がかかるため、改善の必要がある。

④ 岡山県における労働者の賃金水準について

- ・2020年度春季生活闘争の連合の調査結果の金額を見ると、岡山県においても底上げ・底支え、格差是正の運動を前進させることができていると思っている。
- ・春季生活闘争における賃上げ相当分を県内で働くすべての労働者に適用させるためには、本来であれば最低でも24円が必要であると思っている。
- ・最低賃金の引上げについては、組合のない会社で働いている方々の賃金水準を上げる一面もあり、こういった方々の賃金に反映されなければ賃金格差が広がっていく結果となる。

【使用者側の意見要旨】

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、経済は危機的状況に直面している。中小企業景況調査によると、2020年4月から6月における全国、全産業の業況判断指数DIが6期連続で低下しており、前期に比してマイナス64.1ポイント低下しております。これはリーマンショック後のマイナス50ポイントを大きく下回る数字となっている。
- ② 今年5月に岡山県内の中小企業を対象にした景況状況調査によると、稼働率が80%以上の企業が55.1%、前回2月の調査時より21.5ポイント減という結果であった。前年の同月と比較した景況判断指数DIについては、売上高はマイナス72.4ポイント、受注量はマイナス78.2ポイントという結果であった。そのほか、受注単価、資金繰り、収益性、雇用状況、設備投資など、

すべての項目で大幅に赤字という結果であった。さらに、6か月先の生産見通しはマイナス58.8ポイントと厳しい状況が予想されている。

③ 雇用面については、4月の休業者は473万人、5月が325万人、また、雇用調整の可能性がある事業所数は全国で約5万7,000事業所となっている。解雇などが見込まれる労働者は全国で3万2,000人に達しており、今年度の景気回復は期待できない状況にある。

④ 最低賃金については、ここ数年、政府主導で引上げ額の根拠が不明確な状態で大幅な引上げが示され、その結果、中小企業、小規模事業者の経営実態とかい離した引上げが続いている。

昨年度の岡山県の影響率は13.3%に達している。最低賃金の決定に当たっては、労働者の生計費、労働者の賃金状況、企業の賃金支払能力の3要素から総合的に判断することになるが、今年度は、雇用維持が最大の課題という緊急事態であり、この3要素のうち、企業の賃金支払能力を最も重視して審議すべきと考えている。新型コロナウイルス感染症が中小企業、小規模事業者に及ぼしている影響を示した様々なデータを十分踏まえて検討する必要があると考えている。

(2) 労使が基本的な考え方を述べた後、別室協議を経て労使双方から金額の提示がなされた。金額の根拠は次の通り。

【労働者側の意見要旨】

14円を提示する。

例年提示の根拠としてきた岡山県の連合リビングウェイジは、単身世帯者の月額155,000円を全国平均月間所定労働時間(164時間)で割ると950円となる。しかし、新型コロナウイルスが及ぼした県下の状況を鑑み、今回の金額審議については、先ほど申し上げた2020年春季生活闘争の結果の賃上げ率1.66%を根拠とする。

【使用者側の意見要旨】

据え置き、引き上げ凍結を提示する。

雇用、経済の情勢が厳しい状況にあることから、今は事業の継続と雇用の維持、確保に全力で取り組むことが重要であるということから、引上げの据置き、凍結としたい。

(4) 提示額に開きがあるため、次回引き続き審議することとなった。

6 配布資料

令和2年7月29日時点の調査データを反映した岡山県最低賃金基礎調査結果報告書(令和2年度分)